

夏休みに考えたいこと

～ 私たち教職員の「障がい者観」は？ ～

先日、滋人教の黄色い冊子（全90ページ）が届きました。このうち、今年度の研究課題は資料を除くと20ページにわたる文章です。大きく3つ書かれています。「1」は、滋人教がめざすもの。「2」は、人権をめぐる現状と課題。「3」は、今年度の研究課題です。

この中の「2」の『（3）障害者問題に焦点をあてて』には、昨年度の本市の「事案」についての記述があります。共に考えたいと思い、滋人教事務局の許可を得てその1ページ分を紹介します。

（3）障害者問題に焦点をあてて

2022年9月、県内小学校において教員による子どもへの発言が大きく報道され、「教師によるいじめ」「教師の人権感覚」についての議論が行われました。しかし、発言の根底には現在の社会や学校文化の中の「障害がある児童生徒は違う学級・学校で学ぶべき」という分離を前提とした障害者観がなかったのでしょうか。そして、そのような社会や学校文化をつくり、支えているのは、誰かではなくまさしく自分自身であると、私たちは自覚する必要があります。今回の事案を一個人の問題とするのではなく、社会の一員としての私たち一人ひとりがこの問題の当事者として自らを問い直さなければなりません。

2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、障害者の社会的な不利を個人の問題であるとする「医学モデル」の考えではなく、障害のある人を生きづらくさせている障害は社会の環境や仕組み、人々の差別意識であるという「社会モデル」の捉え方が基本になっています。2021年5月に一部改正され、合理的配慮の提供は努力義務から義務へと改められました。

2022年9月9日、国連の障害者権利委員会から勧告が出され、日本の障害者施策が問われています。「私たちのことを私たち抜きで決めないで。」という合言葉のもと、世界中の障害のある人たちが参加し作成されたのが「障害者権利条約」です。目的は障害のある人たちが差別を受けることなく、好きな場所で暮らし、学んだり働いたりできるという、当たり前の権利の保障です。2006年に採択され、日本は2014年に批准しています。その条約に基づき、日本政府はどのような取組をしてきたのか、国連の権利委員会による初めての審査が行われました。

勧告では障害のある人の強制入院や、障害のある子の中に、いわゆる“通常”の学級で学べない子がいることを問題視しています。現在の分離された特別支援教育の中止に向け、障害のある子もない子も共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作ることを求めています。

滋賀県教育委員会によると県内の2022年度の市町立小・中学校および義務教育学校の特別支援学級数は、小学校で809学級、中学校で336学級あり、在籍児童生徒数は5,400人を超えています。児童生徒全体の人数は年々減少傾向にあるにも関わらず、特別支援学級在籍の児童生徒数が毎年過去最多を更新し続けていることの意味を考える必要があります。

インクルーシブ教育は障害のある子を含むすべての子が、それぞれに合わせた必要な支援を受けつつ、ともに関わり合いながら一緒に学ぶことで実現します。そのためには当事者である子どもや保護者の思いを聴くことから始めなければなりません。